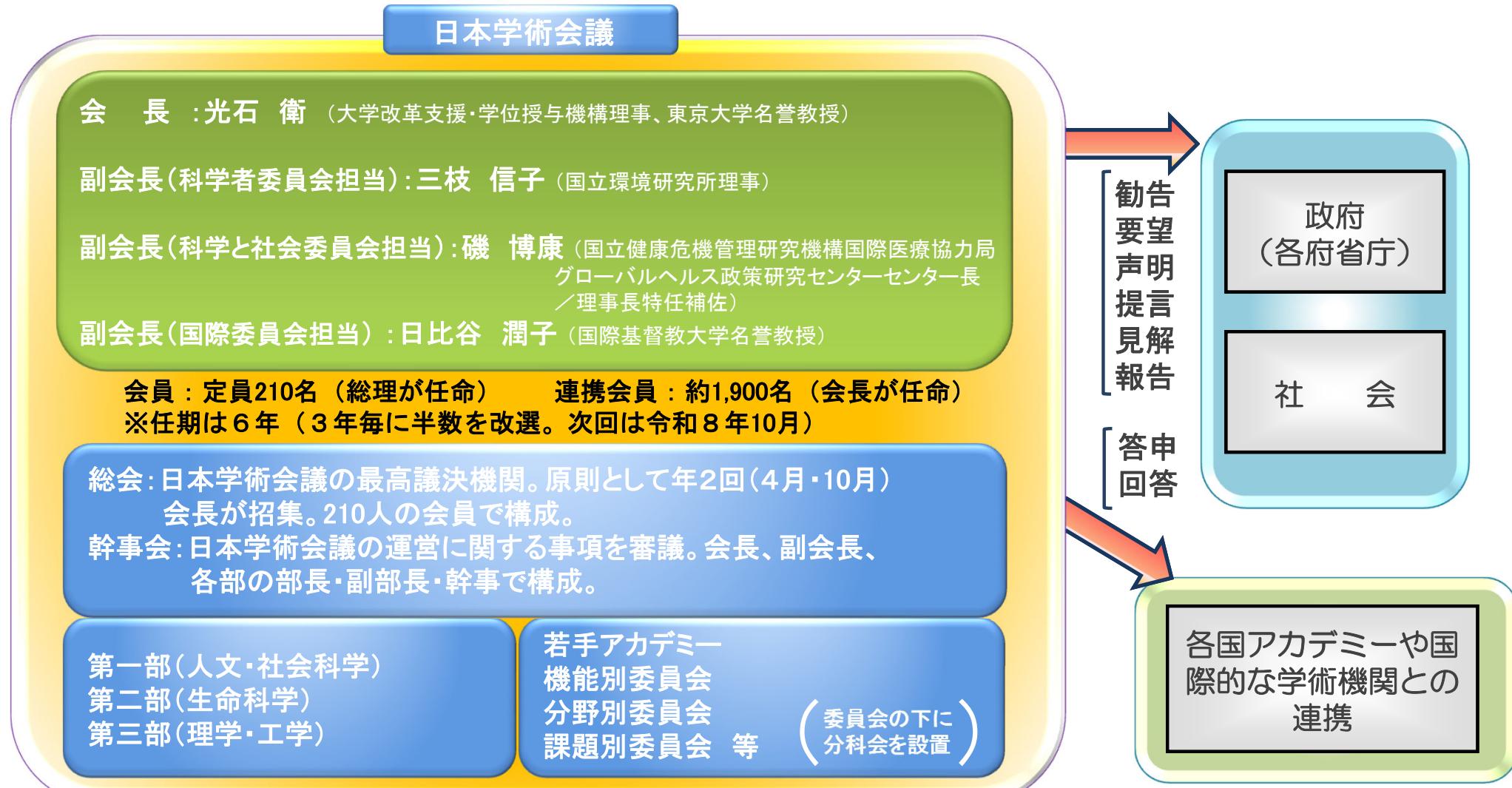


# 日本学術会議とは

目的：我が国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること。（日本学術会議法第2条）

職務：科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。  
科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。（日本学術会議法第3条）

位置付け：内閣総理大臣の所轄（日本学術会議法第1条第2項）の下の「特別の機関」  
独立して職務を行う（日本学術会議法第3条）



# 日本学術会議の役割

## 政府・社会等に対する提言等

- 政府からの諮問等に応じ答申・回答
- 科学者としての見解を政府や社会に  
対し提示(勧告、要望、声明、提言、  
見解、報告)

## 科学者間 ネットワークの構築

- 若手アカデミー(45歳未満の会員・  
連携会員で構成)活動の推進
- 全国7つの地区会議を組織し、地域  
に応じた活動を実施
- 協力学術研究団体(約2200団体)と  
協力関係の構築

## 各国アカデミーとの交流等 の国際的な活動

- 各国アカデミーとの交流
- 国際学術団体への貢献
- 国際会議・シンポジウムの開催

## 科学の役割についての 普及・啓発

- 学術フォーラム・シンポジウムの  
開催(年間約120回)
- サイエンスカフェの企画・実施